

# 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

## 木造住宅耐震診断事務所登録に係る業務規程

### 第 1 章 総 則

#### (目的)

第 1 条 この規定は、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター（以下「センター」という。）が、東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、指定登録機関として行う木造住宅耐震診断事務所（以下「耐震診断事務所」という。）の登録、耐震診断技術者育成講習会の開催等の業務（以下「登録業務等」という。）は、この規程の定めるところによる。

#### (業務時間及び休日)

第 2 条 登録業務等を行う時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 30 分までとする。

2 休日は次のとおりとする。

- 一 土曜日、日曜日、振替休日、国民の祝日
- 二 年末、年始（12月29日から1月3日）

3 耐震診断事務所の登録申請及び更新申請は、年度ごとにセンターが定める期間内に受付ける。

4 耐震診断技術者講習会・耐震診断技術者育成講習会申込は、年度ごとにセンターが定める期間内に受付けるものとし、開催・実施日時は記第 1 項及び第 2 項によらないことができる。

#### (業務を行う場所)

第 3 条 登録業務等を行う場所及び名称は次のとおりとする。

- 一 場所 東京都新宿区西新宿七丁目 7 番 30 号 小田急西新宿 O-PLACE
- 二 名称 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
- 三 耐震診断技術者育成講習会及び耐震診断技術者講習会の開催・実施は、年度ごとにセンターが定める場所とする。

#### (業務等の対象)

第 4 条 登録業務等は、都内に事務所を置く建築士事務所が都内で実施する木造住宅の耐震診断、補強設計及び工事監理に関する業務並びに建築士が耐震診断技術者として実施する耐震診断等の技術力の向上を対象とする。

#### (組織)

第 5 条 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター理事長（以下「理事長」という。）は、登録業務等を総理する。

- 2 登録業務等の事務は、建築構造部耐震改修評定室が所管する。
- 3 登録業務等を的確に行うため、以下の委員会等を置く。
  - 一 要綱第23条第2項、第3項及び第39条第1項の規定に基づく登録判定委員会
  - 二 要綱第25条第1項の規定に基づく審査委員

(委員等の選任及び届出)

- 第6条 前条第3項の委員会の委員及び審査員（以下「委員等」という。）の選任は理事長が行う。
- 2 委員等の選任後、理事長は委員等の氏名、略歴を東京都知事に届け出る。
  - 3 委員等に変更があった場合は、前項に準じる。

## 第2章 登録業務

(申請者への周知)

- 第7条 要綱第38条の規定に基づき、当センターに耐震診断事務所の登録申請があったときは、申請者に対し必要事項を記載した書面を交付する。

(申請等の受理)

- 第8条 センターは、要綱第7条から第14条まで又は第16条、第31条第2項の規定に基づき必要な書面に第20条に規定する手数料を添えて、要綱第10条から第14条まで又は第16条、第31条第2項の規定に基づく申請又は届出があった場合、これを受理する。

(申請書等の審査)

- 第9条 センターは、受理した申請書又は届出書について、次のとおり審査する。
- 一 要綱第10条第1項、第11条第1項又は第12条第1項に基づく申請については、要綱第10条第4項、第11条第3項又は第12条第3項に基づき、審査員が審査した後、登録判定委員会に諮り、登録が妥当であると判断されたとき、登録証を交付する。
  - 二 要綱第16条に基づく届出については、登録証の返納を受理する。
  - 三 前各号以外の申請又は届出については、建築構造部耐震改修評定室で審査し、妥当であると判断されたときは登録証を再交付又は変更後の登録証を交付、若しくは技術者証を交付又は再交付する。

(標準処理期間)

- 第10条 登録業務の処理期間は、申請又は届出を受理した日から1カ月を標準とする。

(情報提供等)

- 第11条 センターは、登録した耐震診断事務所について、要綱49条に規定する事項を公表する。
- 2 センターは、前項の事項について、都内各区市町村に情報を提供するなど、耐震診断事務所を都民が容易に活用することができるよう努める。

(帳簿等の作成)

第12条 センターは、要綱第30条から第33条までの規定に基づき帳簿等を作成し、保存する。

2 前項の書類が、磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子機器その他の機器を用い明確に紙面に表示されるときは、当該磁気ディスク等をもって当該書類に替えることができる。

(東京都への報告)

第13条 要綱第37条の規定による。

(業務実績の報告等)

第14条 要綱第18条の規定による。

(報告又は指導)

第15条 要綱第27条の規定による。

(登録の制限)

第16条 要綱第21条第1項第一号の建築士事務所を登録しようとするときは、センターに所属する委員以外の委員により登録判定委員会を開催し、同項第二号の建築士事務所を登録しようとするときは、同号に所属する委員及びセンターに所属する委員以外の委員により登録判定委員会を開催し、その承認を得た場合に要綱同条第2項に基づき登録するものとする。

(審査員の任務)

第17条 審査員は、要綱及び業務規程を遵守し、公平、公正な登録業務を行い、審査の信頼性の確保に努めなければならない。

2 審査員は、コンサルタントサービスを行う等特別な関係にある設計事務所の申請に係わる登録の審査を行ってはならない。

(登録の取消し)

第18条 センターは、要綱第17条第1項各号のいずれかに該当するおそれがあると認められる場合、次の各号に掲げる手続きを経て登録を取り消す。

一 理事長は、センターの職員に必要な調査を命じ、調査結果を審査員に報告させるとともに、登録判定委員会を開催し、登録取消しの可否について審議を求め、その判定をセンターの決定とする。

二 センターは、前号により取消しが決定した建築士事務所に対して、要綱第17条第2項に基づき、登録取消通知書を交付する。

### 第3章 耐震診断技術者の育成等

(講習会及び例題演習)

第19条 要綱第23条の規定による。

## 第 4 章 手 数 料

### (手数料)

第 20 条 センターは、耐震診断事務所の登録、登録の更新、マニュアルの変更（要綱第 12 条第 1 項ただし書きに規定する軽微な変更を除く。）等にかかる所定の手数料は申請時、耐震診断技術者育成講習会又は耐震診断技術者講習会申込時に徴収する。

- 2 手数料は、知事と協議のうえ、センター手数料規定に定めるものとする。
- 3 納入された手数料は、特別な理由がない限り返還しないものとする。

## 第 5 章 雑 則

### (異議申し立て)

第 21 条 要綱第 24 条の審査結果、同第 17 条若しくは第 24 条の登録又は承認の可否の結果について異議があるものは、理事長に対しその旨を申し立てることができる。申し立ては、原則として書面の提出によって行うものとする。

- 2 前項の申し立てがあったとき、理事長は、センターの職員に必要な調査を命じ、要綱第 24 条の審査結果、同第 17 条若しくは第 24 条の登録又は承認の可否については、調査結果を審査員に報告させるとともに、登録判定委員会を開催し、登録の可否について審議を求め、その判定をセンターの決定とする。

### (情報の開示)

第 22 条 登録業務に関し、センターが取得した情報について開示の請求があったときは、センターは当該情報の関係者の意見を聴いて開示又は非開示を決定する。

- 2 前項の場合、当該情報の関係者に正当な理由が無いと認められるときは開示するものとする。ただし、個人情報についてはこの限りでない。

### (秘密保持義務等)

第 23 条 センター及びその職員、審査員、委員会の委員並びにこれらであった者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は自己利益のために使用してはならない。

### (個人情報の保護)

第 24 条 センターは、登録業務上知り得た個人情報の保護に努めるものとする。

### (内部監査)

第 25 条 登録業務が公平性・公正性を保ち適切に実施されているかを確認するため、センター経営管理部長は登録業務の状況、帳簿及び関係書類等を監査し関係者に質問することができる。

### (報告・監査等)

第26条 要綱第46条の規定に基づく知事の指示、監査等については協力する。

2 要綱第47条の規定に基づく知事の命令については、これを遵守する。

(業務の廃止の届出)

第27条 要綱第34条の規定による。

(業務の廃止、指定取消しに係わる業務の引継等)

第28条 要綱第36条の規定による。

(その他)

第29条 この業務規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附則 この規程は、東京都知事の指定を受けた日から施行する。

(平成18年12月1日東京都知事指定)

改正 平成19年4月1日施行

平成21年4月1日施行

平成21年12月15日施行

平成22年3月15日施行

平成24年4月1日施行

平成26年8月1日施行

令和元年11月25日施行